



スノーレジャー用ヘルメットのSG基準
(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

スノーレジャー用ヘルメットのSG基準

SG Standard for Snow Leisure Helmets

1. 基準の目的

この基準は、スノーレジャー用のヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、アルペンスキー、スノーボード等のスノーレジャーで使用するヘルメットについて適用する。

3. 種類

ヘルメットの種類は、次のとおりとする。

種類	分類の説明
タイプA	側頭部、後頭部等の頭部を広く覆う構造のもの。
タイプB	通気性や周囲の音が聞こえやすいように考慮して設計されたもので、ヘルメットとして頭部を保護する必要があるとされる範囲を覆う構造のもの。

4. 安全性品質

ヘルメットの安全性品質は、次のとおりとする。

なお、この基準で用いる用語と定義は、日本工業規格 JIS T 8133（2015）乗車用ヘルメットに規定するものとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. ヘルメットの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、各部には人体に傷害を与えたり、性能を損なうおそれのある傷、割れ、ひび、まくれ、はく離等の欠点があつたりしないこと。</p> <p>(2) 帽体は表面が滑らかで、縁は丸みを持っていること。</p> <p>(3) 帽体内表面には、着用者の頭部を傷つけるおそれのある堅い突出物がないこと。</p> <p>(4) 着用者の頭部によくなじむ構造であること。</p> <p>(5) 左右、上下の視界が十分とれること。</p>	

項目	基準	基準確認方法
	<p>(6) 保持装置があごひもである場合にあっては、あごひもの幅は0 mm 以上であって、チンカップは備えられていないこと。</p> <p>(7) 着用者が正常な状態で着用したとき、頭部を十分に覆う構造であること。</p>	

項目	基準	基準確認方法
2. 衝撃吸収性能	<p>(8) ヘルメットは著しく聴力を損ねない構造であること。</p> <p>(9) 衝撃吸収ライナーは、帽体に確実に装着されていること。</p> <p>2. ヘルメットは、衝撃吸収性試験を行ったとき、○以上の衝撃加速度を生じず、かつ、人体を傷つけるおそれのある破片が生じないこと。</p>	

項目	基準	基準確認方法

項目	基準	基準確認方法
<p>3. 耐貫通性能</p>	<p>3. ヘルメットは、耐貫通性試験を行ったとき、ストライカの先端が貫通せず、かつ、人体を傷つけるおそれのある破片が生じないこと。</p>	

項目	基準	基準確認方法
4. 保持性能	4. ヘルメットは、十分な保持性能を有すること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
5. 保持装置の強度	5. 保持装置は、強度試験を行ったとき、動的伸びは0mm以下であり、かつ、残留伸びは0mm以下であること。	

項目	基準	基準確認方法
6. 材料	<p>6.</p> <p>(1) ヘルメットの構成部品は、皮膚に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

ヘルメットの表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。なお、(1)、(2)及び(3)については、帽体外表面の見やすい箇所に明示すること。</p> <p>(1) 種類。</p> <p>(2) 大きさ(サイドクッションの内側円周の寸法を cm 単位又は大きさを示す記号表示で示すこと。調節式は、その範囲を示すこと。)</p> <p>(3) ヘルメットの質量</p> <p>(4) 申請者(製造事業者、輸入事業者等)の名称若しくはその略号。</p> <p>(5) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p>	

<p>2. 取扱説明書</p>	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。なお一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。ただし、以下の各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあっては、本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 頭によく合ったヘルメットを使用すること。</p> <p>(3) 一度でも大きな衝撃を受けたり、ひび割れ等の破損や変形が生じたりしたヘルメットは使用しないこと。</p> <p>(4) ヘルメットの手入れに関する注意事項。</p> <p>(5) 用途以外には使用しないこと。</p> <p>(6) SGマーク制度は、ヘルメットの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること。</p> <p>(7) 製造事業者、輸入事業者若しくは販売事業者の名称、住所及び電話番号。</p>	
-----------------	---	--